



桃一通信

No. 6 7 9

桃井第一小学校
(3390)3178(代)

令和5年 8・9月号



「こども基本法」について

校長 高橋 浩平

長い夏休みが終わり、子供たちが学校に戻ってきました。2学期は一番日数の多い学期です。モモリンピックや桃一劇場など大きな行事もあります。充実した活動を行っていききたいと思います。

さて、今年の4月から こども家庭庁が創設され、「こども基本法」も施行になりました。「こども基本法」の目的は、以下のように書かれています。「この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする（第1条）」この法律をもとに国や都道府県、市町村がこどもや若者に関する取組を進めていくことになり、杉並区でも、そうした動きがあります。

「こども基本法」には6つの基本理念があります（第3条）。「こども基本法」のパフレットには、このように示されています。

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育

が受けられること。

- 3 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからのため最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

つまり、すべてのこどもは「大切にされ、人権が守られ、意見が尊重される」と法律で規定されたわけです。ですから、体罰や虐待、ネグレクトや無視、などはこれまで以上に厳しい目が向けられると私は考えています。「先生に言われた通りにする」「お父さんお母さんに言われたからそうする」ではなく、その子がどう考えどう行動するのかは尊重されないといけないわけです。ある意味、これは、かなりの変化ではないでしょうか。「文句を言わず、先生の言うことに従っていただければいいんだ」などと発言すれば、法律違反である、となるわけですから。この法律が施行された今、改めて家庭と学校の連携、「子育てに喜びを感じられる」取組、「子供を真ん中において協働していく」姿勢が求められていると感じます。ささいなことでも、心配なこと、不安なことがあれば学校にご相談ください。一緒に考えていきましょう。2学期もどうぞよろしくお願いします。

9月の生活目標「時間を守ろう」

生活指導部だより

夏休みも終わり、いよいよ二学期が始まります。子供たちの元気な声が戻ってきました。

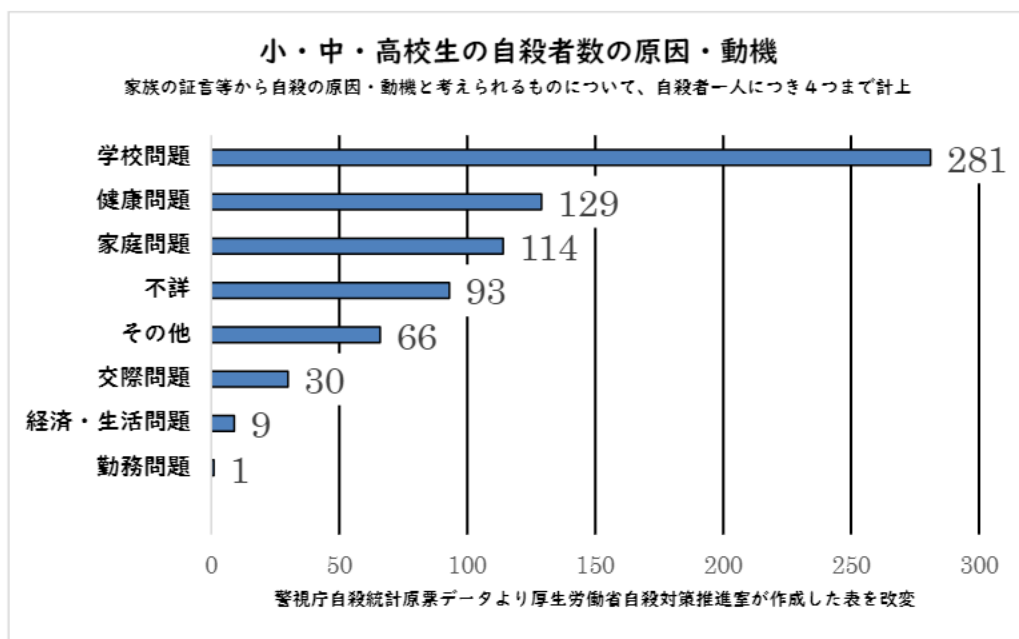
さて、8・9月の生活目標は、「時間を守ろう」です。時間に余裕をもった登校や授業が始まる前の着席・準備、掃除や給食の開始・終了時刻の遵守、ということを目指して時間を意識できるよう支援していきます。

夏休みの生活リズムから、学校の生活リズムに整え、時間を意識しながら行動することができるように、ご家庭でも声かけをお願いいたします。

子供の見守りと心のケアについて

いじめ対策委員会より

夏休みなどの長期の休業明けには18歳以下の自殺が増える傾向があります。令和4年度の児童生徒の自殺者数は過去最多となっており、学校での問題に限らず、健康や家庭等、多様かつ、複合的な原因や背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きています。



6月にはふれあい月間を通して、いじめに関するアンケートの実施や思いやりや命に関する授業を行い、いじめの早期発見や防止に取り組みました。少しでも気になる様子が感じられる児童については、学校では管理職をはじめ教職員間で情報を共有し、必要に応じてスクールカウンセラーによる面接を行うなど、早期支援を実施します。今年度から、スクールカウンセラーも2名体制になり、より子供たちの心のケアができるよう、対応しています。また、子供たち自身にも「困ったことがあったら、相談する」ということを繰り返し指導し、相談機関をまとめたプリントも配布しています。

ご家庭でもお子さんの様子を見ていただき、気になることがありましたら、学校までご連絡ください。



からだ力の取り組みについて

研究部

桃一小では今年度も、引き続き「からだ力」の向上に向け色々な取組を行っていきます。「からだ力」とは、心身ともに健やかに成長し、楽しく明るい生活を送るために必要な力のことで、運動能力だけでなく、運動の日常化・望ましい食生活・生活習慣について考え行動する総合的な力のことです。

子供たちが、自分の健康や食生活に関心をもち、望ましい運動習慣と生活習慣を身に付けられるように、食育・運動・生活習慣に関する授業を各学年で行っています。

また、長なわやマラソン、からだ力ブックの活用による歩数調査等の日常的な取組は継続して行っています。引き続き、ご理解とご協力をお願いします。



食育に関する取り組みについて

食育推進委員会

本校では、学校経営の4つの柱のうちの一つである、「からだ力」の向上のための取組の一環として、「食育」の充実を図っています。食育を通して、自分の健康や食事について考え、よりよい行動をしようとするのできる児童を育てたいと考えています。

食育の取組として、毎日の給食時間に給食通信「ばくばく」を発行しています。当日の献立内容から、料理の紹介や、旬の食べ物・地場産物の紹介、また、行事食や郷土料理の紹介、食事のマナーについてなど、子供たちに給食から食べ物に関心をもってもらいたいという思いで様々なテーマを取り上げています。

また、以下の表のような内容で学年に応じた指導時期に合わせて食に関する指導を実施予定です。実物を用いたり実践を取り入れたりしながら、自分の食生活に生かすことができる内容になるよう工夫しています。

さらに、給食委員会では、自分たちで郷土料理や世界の料理、食品ロスなど、興味関心のある内容について調べ、全校児童に伝えるために発表したり、桃一小の給食に取り入れるために献立を考えたりする活動も行っています。今回紹介した内容以外にも、様々な科目の授業や学校生活の中に「食」と関わる場面があります。ご家庭でも、学校の給食を話題にしたり、ご家庭での食事の準備や片づけのお手伝いをしたりなど、身近なところから「食」について考えてみていただければ幸いです。

学年	食に関する指導の内容
1年生	おはし名人になろう
2年生	食べ物の「ひみつ」を探ろう
3年生	大豆はかせになろう
4年生	旬の食べ物について考えよう
5年生	かむことのよさを考えよう
6年生	桃一ランチを考えよう

